

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による実習の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 乙は、この契約による実習に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による実習を行うために個人情報を収集するときは、その実習の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による実習に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による実習に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾あるときを除き、この契約による実習を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う場合には、自ら行い第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による実習を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したことはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による実習に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による実習を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知った時は速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。